

## 財政部及び国家税務局の責任者による営業税から増値税への徴収

### 変更試行についての記者質問に対する回答

2011年11月17日

1. なぜ営業税を徴収する業種を増値税の徴収に変更する必要があるのか。この重大な税制改革は、経済社会の発展に対しどのようなプラスの作用を有するか。

答：増値税は、1954年にフランスで徴収が開始されて以降、それが従来の売上税の重複課税の問題を有効に解決したことにより、急速に世界の他の国で採用された。現在、既に170余りの国と地域が増値税の徴収を開始しており、徴税範囲は、全ての貨物と役務をほぼカバーしている。我が国は、1979年に増値税を導入し、当初は、襄樊、上海及び柳州等の都市の機器・機械等の5種類の貨物においてのみ試行した。1984年、国務院が増値税条例（草案）を發布し、全国範囲で機器・機械、自動車及び鋼材等の12種類の貨物について増値税を徴収することとなった。1994年の税制改革では、増値税の徴税範囲を全ての貨物及び加工修理補修役務に拡大したが、その他の役務、無形資産及び不動産については営業税を徴収した。2009年、投資を奨励し、かつ、**SAMPLE** 促進を進歩を促進するため、地区における試行を基礎として、増値税方式転換改革を全面的に実施し、機器・設備を増値税の税額控除範囲に組み入れた。

現在、我が国は、経済発展方式の転換を加速させる攻めの時期にあり、第三次産業、特に現代的サービス業を大いに発展させることは、経済構造の調整を推進し、及び国の総合力を引き上げることに對し重要な意義を有している。科学的発展に有利な財政・税務制度を確立して健全化するという要求に従い、営業税を増値税に変更して徴収することは、税制を完全化し、重複徴税を取り除くのに有利であり、社会の専門化・分業及び第一次から第三次産業の融合を促進するのに有利であり、企業の租税コストを引き下げ、企業の発展能力を増強するのに有利であり、また、投資、消費及び輸出の構造を優良化し、国民経済の健全かつ調和的な発展を促進するのに有利である。

2. なぜ上海市における交通運送業及び一部の現代的サービス業を選択して改革試行をするのか。

答：営業税から増値税への徴収変更は、そのかかわる面が比較的広いので、改革の順調な実施を保障するため、一部の地区及び一部の業種において試行を展開することが非常に必要であった。上海市は、サービス業の種類がそろっており、拡散効果が明らかであるので、上海市を選択して試行を先行することは、改革の全面的実施のため経験を積むのに有利である。

交通運送業を選択して試行をするのは、主として次を考慮したからである。①交通運送業は生産流通との関係が密接であり、生産性サービスにおいて重要な地位を占めていること、②運送費用が現行の増値税仕入税額控除の範囲に属し、運送発票が既に増値税管理体系に組み込まれているので、改革の基礎が比較的良好であること。一部の現代的サービス業を選択して試行をするのは、主として次を考慮したからである。①現代的サービス業は、1つの国の経済社会の発達の程度を測る重要なメルクマールであり、改革を通じてその発展をサポートすることは、国の総合力を高めるのに有利であること、②製造業との関係が密接な一部の現代的サービス業を選択して試行をすれば、産業の分業・細分化に存在する重複課税の要素を減少させることができ、現代的サービス業の発展に有利だけでなく、製造業の産業レベルアップ及び技術進歩にも有利であること。

3. 財政部及び国家税務総局は今回の試行のため1つの弁法と2つの規定を印刷発布しているが、その主な内容は何か。

答：上海市において交通運送業及び一部の現代的サービス業の改革試行を先行して展開することに関する国务院の決定の具体化を貫徹するため、国务院の同意を経た「営業税から増値税への徴収変更試行弁法」に基づき、財政部及び国家税務総局は、「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行実施弁法」、「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行に關係する事項の規定」及び「交通運送業及び一部の現代的サービス業の営業税から増値税への徴収変更試行に係る過渡政策の規定」等の文書を印刷発布しており、2012年1月1日から施行する。

試行実施弁法においては、交通運送業及び一部の現代的サービス業の増値税徴収についての基本的規定を明確にしており、これには納税者、課税サービス、税率、要納税額、納税の時及び場所等の各税制要素が含まれる。

試行關係事項の規定は、試行実施弁法に対する補充であり、主として試行地区と非試行地区、試行納税者と非試行納税者及び試行業種と非試行業種に適用する税種の調和及び政策的連接の問題を明確にしている。

試行過渡政策の規定は、主として試行納税者の増値税への徴収変更後の、原営業税優遇政策の過渡弁法及び個別の業種において税負担が増加する可能性を解決する政策措置を明確にしたものである。

4. 営業税から増値税への徴収変更が重要な構造的減税措置であると言われるのはなぜか、徴収変更後の増値税収入は、どのように帰属を確定するのか。

答：税制を規範化し、かつ、負担を合理化するという原則に基づき、税率の設置及び優遇政策過渡等の手配を通じ、改革試行業種全体の税負担は、増加せず、又はやや下がる。現行の増値税を徴収する業種について言えば、上海市にあるか、それとも他の地区にあるかを問わず、試行納税者から課税サービスを購入した場合の仕入税額を控除することがで